

平成 27 年 3 月 12 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君） 2 番（濱中幸三君） 3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君） 5 番（佐々木邦久君） 6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君） 8 番（上川正衛君） 9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君） 11 番（藤本誠助君） 12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1 名

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（木下公明）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（三木俊明）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病院事務長（奥村 忠）	出 納 室 課 長（南堀英二）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史） 書記（塩本 元）

議事日程 第 3 号

別紙のとおり

平成27年3月土庄町議会定例会
議事日程（第3号）

（平成27年3月4日招集）

平成27年3月12日（木曜日）午前9時30分 開議

日 程

第 1 一般質問

開議

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

一般質問

○議長（川本貴也君）

日程第1、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

私の一般質問の質問の主題のところ、土庄町政治倫理の確立のためということで、町長の資産公開についてと、それと政治倫理についてはたくさんありますので、文面には書かれておりません。1つ1つお聞きしたいと思います。2番目には、税の徴収が公平、適正にされているかどうかということに関してですけれど、この件に関して、過去に2回ぐらい質問しております。質問しておりますけれど、あまり的確な回答が得られたとは思わない。今後の土庄町の税の徴収について、いま町民の間で問題になっている件について、的確に答えていただきたいなと思います。

まず、私は土庄町議会議員になりまして、約4年になりますけれど、その間議会選出の監査委員として、いろんな問題に取り組んできました。そのなかで、ほとんど解決ができてないんじゃないかなという感じがいたします。聞いたことを答えておりますけれど、その問題を今後どうしていかないかんか、とかということに対しては、これといった適正な処理がなされていないという感じがいたします。同じく、税の方も同様だと思いますので、その件をお聞きしたいと思います。

町長が、2月13日の総務建設常任委員会の質疑応答で、借入金についての町

長の報告書について、違うんじゃないかと私が聞きましたところ、金利とか滞納金は債務にならないということを言っております。それから、それはどういう根拠で金利とか延滞金は債務にならないかということをお聞きしたいと思っております。それから、農協よりの個人の借入金は、自分では使っていないという発言がありました。使っていないのに、農協の方から裁判を起こされて、貸金返還請求訴訟が起きております。そこらあたりが、ちょっとおかしいんじゃないかと。使っていないだったら、返還訴訟は起きないんじゃないかというような感じがしますので、まずその件についてお答え願いたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、報告書に記載した額でございますけれども、私個人と言いますか、個人なんですけど、会社で要ったということなんですけど、借入主は個人です。借入金として負担している債務と、会社の債務に対する連帯保証と合わせたものということに報告をしております。

そんな中で、私自身の借入金として負担しているものがあります。当然それ以外にこの債務については、遅延損害金が発生しておりますが、遅延損害金については後で説明をさせていただきたいと思っております。連帯保証債務につきましては、会社の債務がいくらかあります。これについて、その分については、1人じゃなくて、まず会社が債務者、あと連帯保証で何人か連帯保証人になっております。当然それぞれの負担については、按分をいたしております。それで、当時新聞に載った金額の掲載ということにしております。

ただ、いま現在振り返ってみますと、連帯保証債務については、報告書に記載する必要がなかったんじゃないかなとは思っております。土庄町政治倫理の確立のための土庄町長の資産等の公開に関する条例という条例があります。当然、政治倫理ということでございますので、政治倫理について調べましたら、「国民全体の代表者として公平公正に行動する」ということは、地方自治体も一緒ですから、地方自治体の代表者として公平公正に行動するために、政治家が持たなければならない行動を言うということになっております。なかでも、それに反したとしても、実定法に触れない場合ということもあるんですけども、実定法とは何ぞやということなんですけども、国家機関特に立法府の制定行為及び慣習、判例などの経験的事実に基づいて成立し、経験的、歴史的に立証される法というところなんですけども、そんな中で、この資産公開条例で報告が求められておる資産等を簡単に列挙してみましたら、まず1番に土地が挙げられます。

それから、建物の所有を目的とする地上権、土地の賃借権。3番目に建物、4番預貯金、5番有価証券、6番が自動車等の資産価値のある動産、それから7番にゴルフ場の利用に関する権利、8番貸付金、最後に9番借入金とあります。そのなかで、マイナス財産として報告するというのは、同条例の2条第1項9号の借入金のみであると考えております。先ほど、政治倫理は言いましたが、この借入金ということは、調べましたら、「資金が不足したときに他人から借り入れるお金」という定義がされております。読んで字のごとくでございますが、借り入れているお金ということでございまして、債務者が人から実際に金銭を借り入れた場合に、そのお金のことでありますから、自然と、連帯保証は借入金ということとは別という解釈をしております。当然したがいまして、私が背負っております連帯保証債務も、本当は借入金に当たらず、この同条例2条第1項9号の借入金として報告することは要しなかったのかなとは、自分自身で思って、自分自身の借入金のみを報告すべきであったとは考えております。

自分自身の債務につきましては、すでに遅延損害金が生じておりますけども、その遅延損害金について、若干説明をさせていただきたいと思っております。この点につきましては、上記には明確な定義はありません。ただ、先ほど申しましたように、借入金ということは、先ほど言いましたが「資金が不足したときに他人から借り入れるお金」であります。借入金は、借入元本を意味すると解釈するのが自然であり、遅延損害金は借入金に含まれないことと考えております。

また、本条例の元となりました政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律というのがあります。これにつきましては調べましたら、参議院の事務局が平成24年3月に作成した記載要綱によりますと、相続税の延滞金等については記載不要というのがあります。ということで、やはりこのことで遅延損害金の記載は不要ということで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

今の町長の答弁ですけど、遅延損害金はいま現在、香川県JAより請求されております。請求されているということは、負債そのものではないかと私は判断いたします。町長の法的な見解が非常にいい加減だということを証明したように思います。次に、政治倫理の件なんですけど、町長は、過去平成20年、21年、24年に固定資産税を滞納して、徴収時効5年が至って支払えなかった金が、約1,790万円ほどあります。それに対して、土庄町は損害が生じております。損害賠償を当然、岡田前町長、千葉元副町長、三枝邦彦個人並びに鹿島荘、高

松屋旅館に請求する義務があるんじゃないでしょうか。税金としては、徴収時効が来たら、もうどこにも入れるところがないから請求できないということだったんですけど、損害賠償金は10年間請求できます。ですから、損害賠償をするのが町長の任務じゃないかと思います。その件について、的確に、損害賠償するかしないかだけを答えていただきたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど話が出ましたが、地方税としては5年経ったらできないということになっておりますけど、先ほど山田議員からのお話で、できるものであれば何らかの形では徴収したらいいんですが、町にも当然顧問弁護士がおりますので、そのあたりを協議して、いい形でできたらそういう方法を、また弁護士さん等と相談しながらしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

この欠損金を行った平成20年、21年、24年についての時期なんですけど、欠損金処理は職員、税務課長とか債権管理室課長が勝手にできる問題ではありません。全て、副町長、町長の承認が要ると思います。その承認がないと欠損金処理をできない訳なんですけど、政治倫理についてなんですけど、千葉副町長が鹿島荘の社員寮に住んでいたことがあります。平成18年3月から平成22年7月まで、住居としておりました。その後、親族が25年10月まで住んでおりました。ちょうど欠損金処理した時期と一致しております。この件は、千葉副町長と町長の間で何らかの癒着を推察できます。鹿島荘の社員寮になぜ住まわせなければならなかったのかということと、家賃を徴収していたかどうかを町長に聞きたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

家賃は徴収していたと思います。それと、本人から、鹿島にずっとおりましたから、できたら鹿島に住みたいと。住む場所もないので、一時的に借りたいという話があったように記憶しております。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

議員として 11 年間で議員報酬を 4,240 万円ほど、三枝町長は得ております。そのなかで、滞納して支払いしなかったという、これは政治倫理の問題です。片方で、町から税金でもって報酬をいただいている訳です。それで、税金を徴収する町長、副町長、トップ 2 名の中の 1 名を自分の寮に住ませるといような問題は、はたして町民はそれでいいのか、副町長も別の所で住んだらいいんじゃないか、そういう判断をしていると思います。こういう政治倫理がまったく欠如しているというのが、土庄町の現在における状況でないかと思えます。

それから、政治倫理の問題ですけど、町長は町長に就任後の 2 月 28 日をもって、町長の給与を差押えされております。仮差押えの決定が高松地方裁判所で起こっておりますけど、その公文書について、8 月まで隠ぺいしておりました。これも町長としての政治倫理に欠けていると思われまます。当然、町長としては、その問題について町民に公表するべきじゃないかと。企業でもって借り入れた借入金について、いま現在仮差押えが起こっておりますというのは、町民に公表する義務があるんじゃないかなと考えられますけど、その点はどうか。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それはないような気はしております。ただ、弁護士さんにも依頼をし、弁護士さんの方で対応していただいておりますので、それはないと思えますし、例えば、個人の給料が次にどこに行こうか、例えば知事にしろ、いろんな市町各首長さんおりますけど、例えば自分がもらったものをどこに使うかという、そういうのはたぶん報告する必要はないような気がしておりますし、そのあたりも含めて弁護士さんとも相談した結果、たぶんしなくていいということだったと思えます。だから、していないということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3 番（山田建之君）

時間が約半分過ぎまして、次の税徴収が公平に行われたか、適正に実施されたかという問題に移りたいと思えます。

町長の 1,790 万円に及ぶ欠損金処理問題について、この欠損の理由が経営不振となっております。経営不振の基準、それから、いつから経営不振という理由で欠損処理に至ったかというのを税務課長にお伺ひしたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

山田議員の2点目のご質問にお答えいたします。

欠損処理についての、経営不振の、いつから行っているかということですが、欠損処理の文書の保存年限は5年でございますので、昨年度を除く過去5年間においては、経営不振という、決裁上の理由付けがなされております。以前の質問にもお答えいたしましたが、該当の欠損処理につきましては、あくまで土庄町独自の理由付けで経営不振という理由を付けたものでございまして、本来は消滅時効による欠損でございました。なお、5年以前につきましては、過去の課長に確認をしたところ、そういう理由付けをしていたと聞いております。また、経営不振の基準はあるのかというご質問でございますが、具体的に経営不振の基準ではございませんが、地方税法の第15条の7に滞納処分の停止の要件として、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるときという3点がございまして、欠損処理というのは、滞納処分をすることができなくなったときに、その税金についていただかないようにする処分でございますので、この3つの場合には滞納処分を停止し、将来的には欠損処理をするというようになってきます。税務課として考えますのは、これが欠損の基準になってくると考えております。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

そういうことは、経営不振の基準はないと判断したらよろしいですか。今の答弁のなかで、滞納処分は欠損処理をしてもいい案件がありましたけど、三枝町長は最初の質問のとおり、1億9千万円の資産がある訳です。資産があったから、借り入れできている訳です。それをいま請求されている訳です。資産は土地、建物です。これは共有部分になっております。そしたら、欠損金処理しなくても、これを押さえたら取れるんじゃないですか。だから、欠損金処理の経営不振の基準というのは全くなかったと判断してよろしいですか。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

具体的には、1つ1つの案件につきまして、担当職員もしくは担当課長がお話を伺って、まず経営不振でないかということで処理をしていくようになっております。私の思うところでは、滞納処分をすることによって、その生

活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、というときの、この生活の部分が経営状態というふうに置き換えられることができますので、そのときの判断になるかと思いますが、いま山田議員さんのおっしゃったことによりますと、過去の処理については、いろいろな問題があるのではないかとすることは考えられます。以上です。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

経営不振の基準ということは、そうしたら、1つずつ個々に判断するということなんですけど、基準がなかったら、副町長がもうしなくていいわと言ったら、しない訳ですね。事実しておりません。欠損処分の前に、時効を中断するために督促状が出ます。督促しても支払がなかった場合、10日後には差押えをしなければならぬという地方税法の373条にあります。差押えをする物件はあるんです。あるのにしてないというのは、当然、公正・適正な徴収ができていないと、土庄町は、ということであると思います。

それから、平成18年の11月に、これは名前を出してもいいということですので、あえて出させていたいただきたいと思いますが、ホテルニュー観海が、精算せないかんと。倒産です、経営不振で。そこを金融機関らと協議の上で、新しく「すみや」という会社をつくりまして、業務を引き継ぐということで金融機関より支援を受けて、香川県中小企業再生支援協議会の指導に基づいて再生した経緯があります。その中で、ニュー観海の債務を、倒産会社の債務、固定資産税1,993万5千円について、業務を引き継いだんだから、それは支払うべきだということで18年12月8日に、全額すみやに支払いをさせております、土庄町の税務課が。こういう中で、当然経営不振で会社を整理せないかんと、それについて次に引き継いだ所にこのお金を払わせた訳です。払わせた中で、片方では、20年、21年、24年に時効が来たから、分納払いをさせるとか、時効を中断させるとかという行為を執らずして、欠損金処理しているということは、これはもう税法違反そのものです。この件に関しても、当然今後の町民の中から、損害賠償訴訟の提起があるものでないかと、私は考えられます。

それから、この倒産した会社の税を、継承した会社が払うべき義務があったかどうかを答えていただきたいと思います。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

山田議員さんの質問にお答えいたします。

それにつきましては、以前から該当の会社よりも役場の方にご質問等ございました。事実関係を十分調査したうえで、また検討したいと思っておりますので、ここでのお答えを差し控えさせていただきます。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

もう1つ、税の公平についてお聞きしたいと思いますけど、入湯税、これ5年ぐらい前から入湯税について適正にできてないんじゃないかということで、私も議員になる前に異議の申し立てをいたしました。そういうなかで、固定資産税の納付を止めて抗議をした訳ですけど、今現実に全て延滞金付きで払っております。その止めた期間内については、片方では欠損金処理して払わなくしてもらっている町長のところもあります。私は欠損金処理をしてくれなくて、延滞金を付けて支払いを分割でしております。ここらあたり、公正・適正に土庄町の税徴収ができていない事実だと思っております。入湯税に関しては、そういうなかで何回か協議がありました。強制執行もありました、強制調査。25年の12月くらいにあったんじゃないかなと思います。そのときに、強制調査の前に、温泉の資格を持つ入湯税についての各ホテルの調査をやった結果、著しく申告もれがあるんじゃないかというので、鹿島荘、ホテル水明2社を強制調査をした訳なんですけど、その件について、実質的に泊まっている宿泊人数が分からないという件で、強制調査が空振りに終わった状況があります。現在もその件に関しては、監査委員からもこれは横領行為ではないかというので、代表監査委員と監査委員の私で小豆警察署へ告発をいたしました。告発をいたしました件について、香川県警よりの回答がありまして、税については当然土庄町の税務管理として権限がある調査、捜査、それから更正通知という強制があるので、刑事事件ではそういうことを全部土庄町がやった後で、どうしても税金を支払わないと、悪質であると、意図的に払わないということについては、刑事事件として取り扱うけど、その前に土庄町として当然職務を先にやってこいと。やった上でできないことについては刑事告発してくださいという回答でした。土庄町は、これはもう5年ぐらい経つけど、調査はされてるんですか。その件をお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

この問題につきましては、一昨年11月に監査委員さんのご指摘があつてから、税務課といたしましても放置することはできない案件であるという認識の

もと、今、山田議員さんがおっしゃったように正しい申告がなされているかどうかを調査して参りました。さらに、4月の総務建設常任委員会の席上では、監査委員さんの告発により報道があったことの影響を重く受け止め、町としても信頼回復に努めるため、できるだけ速やかに、5年間の調査をすべきであるというご意見もいただいたところです。

地方税法におきましては、山田議員さんがおっしゃるとおり、質問検査権の規定がございます。しかしながら、その調査の手法については、決まった方法が定められているものではございません。そこで、先進地等の事例を研究いたしました。全国的にも事例が少なかったため、他の税目の調査を参考にしつつ、調査の手法や手続きについて、税法上の問題点等を検討した後、現在実地調査に取り組んでいるところでございます。税務調査の性質上、調査対象、調査期間、調査の具体的な方法など、個別具体的なことは、この場で申し上げることは、差し控えさせていただきたいと存じますが、この問題を放置することは、税務課といたしましても、入湯税の特別徴収義務者の方々のみならず、一般住民の方々に対しても、土庄町の税務行政に対する信用失墜にもなり、さらには、納税意欲の減退や、適正な町税収入の確保にも支障を来すことから、真実を明らかにすることを、最重要の課題と考え、真摯に取り組んでいるところでございます。

これからも、入湯税のみならず、全ての税目において、地方税法に則った、正確で、公平・公正な賦課徴収が行われることは、税務行政の根幹であると認識し、住民の皆様のご信頼回復に努めて参りたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3番（山田建之君）

時間がもう残り5分となりましたので、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（川本貴也君）

傍聴人、携帯電話は控えてください。

○3番（山田建之君）

土庄町の債権管理に関する条例第17条、債権管理者が放棄することができる債権は、その額が1件当たり140万円以下に限ると定められております。24年度の時効により三枝邦彦氏の町税欠損の額は、459万6,500円となっております。高松屋旅館の欠損額は、593万1,500円となって、140万円以上となっております。この場合は議会の議決が必要であるということなんですけど、議会はその

問題は議決に上がっておりません。ですから、この欠損金処理は議会の承認なくしてなされたもので、これは無効になるんじゃないかなという判断をいたしますけど、議会が議決されていないということは、議員は誰もこの問題については審議をしておりません。その問題についてはどうお考えになるか、回答してください。

○議長（川本貴也君）

税務課長 笹山恵子君。

○税務課長（笹山恵子君）

山田議員さんのご質問にお答えいたします。

該当の欠損金処理につきましては、先ほども申し上げたとおり 5 年間の消滅時効を迎えたものでございます。消滅時効というのは、時効の完成により権利が消滅するものというものは、権利の放棄ではございません。議会の議決事件というのは、地方自治法の第 96 条に規定され「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」になっておりますが、先ほどおっしゃった欠損金については、時効の完成、要は地方税法に基づく時効の完成により権利が消滅するものでございますので、議会の議決は必要ないものと考えております。これにつきましては、以前県の自治振興課にも確認をいたしておるものでございます。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

山田建之君。

○3 番（山田建之君）

最後に欠損金処理の基準が曖昧だということなんですけど、土庄町のグラウンドを 1 時間使うなら 108 円払わないかとか、公民館を使用するということになりましたら 1 時間に三百何十円という土庄町の条例が決まっております。このわずかな使用についても、全て条例で決まっておりますけど、この税の欠損金処理については何ら基準が決まっております。町長、副町長のさじ加減でどうにでもしている、してきたというのが、私の今までの調査のなかで分かった事実でございます。今後こういう問題をちゃんと解決つけていかないと、土庄町の税はどんどんどんどん毎年 2, 3 千万円減少しております。こういういい加減な、まず時効を中断することをしていないということは、県の方へ問い合わせたら考えられない行為だということでした。そのあたりを今後の課題として、住民に納得できるような税の公平・適正な徴収をお願いいたします。以上です。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番 (濱中幸三君)

おはようございます。2番、濱中です。

私は、平成27年度施政方針大綱にあります、土庄町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定方法についてお尋ねします。

日本創生会議が発表した896の消滅自治体リストに土庄町、小豆島町が共に入っております。2010年から30年間の20～39歳の女性人口予想減少率が50%を超える町が消滅自治体となっております。ちなみに、土庄町は70.7%になっています。現在の出生者数は100名ぐらいですので、25年後には30名ぐらいの出生者数になります。将来、小学校は1クラスになるので土庄小学校は統廃合対象になります。現在のままでは町が消滅しそうです。

平成27年度の町長の施政方針には、「この人口減少・超高齢化社会に対し、国の地方創生ビジョン等を基に、土庄町版の5か年計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する」となっています。

この計画の策定には、将来人口の数値目標、子育て支援の数値目標、仕事の数値目標等を定め、町の全力を挙げて取り組まなくてはならないと思います。

町長は、計画策定にあたり、若者、大学、土庄町の応援団、地域おこし協力隊等の協働をどのように進めていく予定ですか。お伺いします。

○議長 (川本貴也君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

それでは、濱中議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

地方版総合戦略は、昨年11月28日に施行されました、まち・ひと・しごと創生法の中で国及び地方公共団体の責務が位置付けられたことにより、市町村においても、まち・ひと・しごと創生に関する施策について人口の将来展望、人口ビジョンですね、を踏まえた計画(総合戦略)を定めるよう努めることとされております。

そんななかで、これは、人口の現状分析・推計等により、将来の人口減少による影響等を考察して、これらを克服するための数値目標を立てて、事業を展開していくというものでございます。この戦略でございますが、平成27年度から先ほど言いました31年度の5か年計画でありまして、基本目標を定めて、基本的方向を示すことで具体的な施策を実施していくこととなっております。

総合戦略の策定につきましては、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・研究機関・金融機関・労働関係・メディア等といった「産・官・学・金・労・言」というところなどで構成する有識者会議で審議・検討し、地域再生を

図るために取り組むべき個別の事業や財源などを具体的に定めることといたしております。

土庄町総合戦略により、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある土庄町をこれからも維持していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

先ほど、町長の方から具体的に人口減少に歯止めをかけていくという答弁がありましたけれども、まさにこの5か年計画は具体的な施策を決めるべきものだと思います。今までの総合計画なんかでは、「努める」とか、そういうふうな方向性だけが目立った訳なんですけれども、今回の5か年計画につきましては、本当に具体的な数値から積み上げていってもらいたいと思ひます。例えば、いま土庄町でも空き家の活用とか、移住の促進を具体的にやっておりますが、5年後には空き家の活用が何棟で、移住を何人、土庄町に住んでもらうとか、そういうふうな具体的な個々の人数を積み上げて、将来の人口減少を止めるというようなことをやっていただきたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

濱中議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申しましたように、人口の動向の分析、将来の人口の推計並びに人口の変化が地域の将来に与える影響の分析等を考察し、どうなるかを明確にするというのが、この計画であります。したがって、本町といたしましては、これを踏まえ、5年以内にどうするかという総合戦略、具体的に申し上げましたら、観光入込客数、あるいは移住交流等による転入者数、また出生者数、あるいは地域公共交通の利用促進の観点から乗客数を考察するなど、客観的指数を設定し、定住につながる施策を展開することで、人口減少と地域活性化に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

先日、高松市で定住自立圏の講演会がありまして、その席で海士町の町長さんが講演してございましたけれども、海士町は町長の給料を抑えて、職員の給料も抑えて、どんどん株式会社の経営手法でもってやっているようですけど、

給料を抑えるというのはどうかと思いますが、株式会社的な経営方針で本当に町おこしに真摯に取り組んでいるというお話をされていました。そのなかで、第1次産業を中心にやっていくという基本的な戦略があるみたいで、漁業者を都市から呼んできて、町がお金を出して、家も世話して、カキの養殖を始めるとか、ナマコの乾燥を始めるとかでやってまして、ほとんど町が丸抱えで、最初は面倒をみているようです。そういうふうなことに今後も積極的に取り組んで、町に若者が住めるようにやっていただきたいと思います。回答はいいです。終わります。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

8番、上川正衛です。それでは、一般質問させていただきます。

小豆島の医療の将来像について質問させていただきます。町民の健康を守り、生命を大切にすることは、人間活動の第一歩であって、行政に責任を持つ当局にとって医療行政は非常に重要な課題であります。そのため、土庄中央病院の老朽化、過疎化による人口減少、医師の慢性的な人員不足、近隣都市の医療機関の発達等を総合判断して、今回の新しい病院開設へと踏み切ったところだと思っております。

しかし、新病院を平成28年春、開院に向けて建設中でございますけれども、情報不足から住民に状況がよく見えていないのではないかと思っております。開院までの全体の計画等、そして新病院スタートに向けた取り組みを、お知らせすべきではないでしょうか。小豆島の医療、土庄町の医療を考えたとき、新病院が核になることは間違いありませんが、医師の確保が不透明であります。県下の医療圏で県医療施設がないのは小豆医療圏だけだと聞いております。今回の新病院建設にも県は大きな関わりがあります。2町で医師派遣について、もっと強く県に要望すべきじゃないでしょうか。平成27年度施政方針大綱の中でも、「医師や看護師等、医療に携わる人材の確保が重要と考えており」と、町長、ございました。ぜひ、県の方に強く働きかけていただきたいと思っております。

また、地域医療を考えたとき、小豆郡医師会との連携は不可欠と思われませんが、小豆島の医療の将来像について、また、3月4日の新聞に土庄中央病院の空き病室に研修医の訓練施設などを整備する方針と載っておりましたが、土庄中央病院跡地問題も含め、町長のお考えをいま一度明確にお伺いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

地域医療再生対策室課長 木下公明君。

○地域医療再生対策室課長（木下公明君）

まず、私の方から上川議員のご質問に対しまして、現在までの状況を中心にお答えをいたします。

小豆島中央病院につきましては、平成24年度に基本構想、基本計画を策定し、現在は、順調に病院本体工事が進んでおります。昨年7月に本体工事に着手をしまして、小豆医療組合では、工事スケジュール等を周知するため、郡内全世帯に折込チラシを配布したほか、町広報誌や医療組合ホームページの方で、工事の状況等を報告させていただいているところであります。

今後、平成28年春開院に向けまして、あと1年余りとなりますことから、診療体制の整備など運営面での準備を進め、町民の皆様に親しまれ、寄り添う病院となるよう、小豆医療組合と協力をしながら、新病院の紹介パンフレットの作成などの広報等に努めてまいります。

2点目の、県に医師派遣をもっと強く要望すべきというご意見であります。確かに今回の新病院建設は、県と大きな関わり合いがありますので、県に対して、もっと強く要望をいたしたいところであります。これまでに県を訪問した印象では、香川県自体が医師不足でありまして、医師の確保については、なかなか難しいのが現状であると感じております。町としましては、小豆島町や小豆医療組合と連携をしながら、県をはじめ大学等に積極的に、医師確保に向けた取り組みを進めてまいります。また、議員の皆様におかれましても、医師の確保については、ご協力いただきたく、知り合いの方で医師の方がおられましたら町の方へ情報を提供していただき、小豆島で医療に従事していただける人を確保してまいりたいと思っております。

次に、跡地につきましては、地域住民の利便性の確保のため、無床の診療所として整備する予定としております。また、先ほど議員さんが言われましたように、三宅院長がこれまで取り組んでこられた地域医療人材育成のための教育を今後も続けていただくため、27年度に国の新たな財政支援によりまして、中央病院の空き病室を活用し、医療用シュミレーターを設置いたします。また、旧東洋紡クラブハウスを地域医療に関する交流施設として整備をし、研修医に望まれる医療施設を目指すと共に、地域医療を志す医療関係者や地域住民との交流の場として、医療関係者が来たいと思える地域づくりを目指していく予定としております。

小豆島の医療の将来像ですが、今後、土庄町は、高齢化がますます進展してまいります。そのような中で住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療をはじめ介護、生活支援等の体制を整備していくことが求められます。こ

のため、小豆郡医師会等関係機関と連携を図りながら、また、地域医療の面においては、小豆島中央病院を核とし、小豆島の医療を福祉と複合して進めていけるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

上川議員の、4つばかりあったかなと思いますけど、県に強く働きかけて欲しい、また地域医療を考えたとき小豆郡医師会との連携、それから小豆島の医療の将来像、それから跡地と、この4つだと思います。

まず、県へ強く働きかけてということでございますけど、これも当初から、病院の今の現状ということで各地区でもお話しさせていただいたことも含めてお話しさせていただくと、平成21年から小豆島の医療をどうするかという話で、平成23年の末ぐらいにだいたい医療圏をやらんといかんと。県の方もその頃、平成24年になったときだったと思うんですけど、小豆島は医療圏ですと。だから、公立病院も2つじゃなくて、1つにしてくださいという話で、県の方の指導もありましたので、県の方にも当然強く働きかけていくべきかとは思っておりますし、今後も、香川大学医学部も当然県の方が絡んでおりますから、香川大学医学部さん、また自治医大さん等々、一緒になってお願いしたいと思っております。

小豆郡医師会との連携でございますけど、これも当然開業医の先生方等と一緒にあって、1次医療の枠組み、それから2次医療の枠組みということで、もう1度このあたりはもっと連携を深めていくべきかなと思っております。

小豆島の医療の将来像でございますけど、先ほど課長が言いましたが、地元出身の医師が土庄町で20名弱くらいいるやに聞いてます。小豆島町も同じくらいいると。だいたい40～50名、小豆島出身のお医者さんがいるということなので、そのあたりをもう1度声がけして、1番ベストなのは本人が帰っていただく。ただ、いろんな都合で帰れないのであれば、その地元出身の先生のご紹介をいただいて、できたら小豆島へ帰って欲しいという話を、本当はもっと早くからすべきだったんですが、三宅院長も2月までああいう状況でございましたから、今月から一緒になって、ちょっと取り組みを強固にしていこうかなと思っております。

中央病院の跡地でございますけど、これも去年、その前から話はしておりますが、前の耐震ができているところは診療所、それと3階、4階については三宅院長が高齢者施設をつくったらという話で終わってますので、そのあたりも含めて考えたいと思います。前に皆さんにお示ししたのは、後ろを壊してしまっ

て、あそこに何か違うものをつくるか、それともあれを有効に使うかということで、まだ話は進んでおりません。そのあたりも、1番いい方法を、議員の皆さん、また職員と一緒に考えていきたいと思います。

もう1点最後に、将来像なんですけど、実は小豆島町で去年11月に会をしたときにも言われたんですが、今度の新しい小豆島中央病院は、悪くなって行くんじゃなくて、悪くなる前から来てください、だから悪くならないような医療体制もつくりましょうということを言われました。まさに、そうかなと。それと、もう1点は、これも話したんですけど、だいたい小豆島で140億～150億円ぐらい医療費が使われております。で、6割ぐらいが島外で使われておりますので、このあたりを両町の広報活動とか、新しい病院の先生も含めて、できるだけ小豆島で受診してほしいということを促しながら、これの比率が上がれば、当初の目標以上の数字にはなっていくのかなと。これも当然、両町の努力も必要だと思いますので、新しい佐藤管理者ともども、もう1度考えたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

ご丁寧な答弁をいただきましたが、新病院のハード面につきましては、現在建つ姿を見て、皆さんだいたいお分かりになるかと思うんです。それに、広報の中で折り込みを入れて周知したということもございました。しかし、まだ見えない部分が、確定していないから言えないこともあるのかもしれませんが、そういったソフト面を特に今後、情報として流していただくようにしていただきたいなというふうに思っております。

それから、医師の問題ですけれども、小豆島に限らず、医師の確保は各地方都市で非常に大きな問題になっております。去年、研修に行った、ある大きな病院の事務局予定者の方が言われてましたけれども、医師確保につきましてはいくら首長が頑張っても、いわゆる大学の教授の先生方の力なくしては難しいですよということを、はっきり言われていました。そういうことも含めて、この小豆島中央病院も、大学の方に強く働きかけることが大事じゃないのかなというふうに思っております。人事の問題なので、非常にデリケートな部分もあるかと思いますが、開院まであと1年、そういうことを考えますと、「難しいから、難しいから」と言ってばかりいけないと思います。そういった意味で、なお一層積極的にお願いをしたらと思います。

私事でございますけれども、昨年あることで、県の中央病院にお世話になることになりました。そのときにお世話になった先生が、「上川さん、私は今度で

きる新しい小豆島の病院へ行くことになるかもしれません」といったようなことを聞かされました。「確定ではありませんよ」ということでしたけれども、そういう予定で今おりますといったことで、私なりに、県の方もそれなりに考えていただいているのかなというふうな感触を持ちました。そういうことで、なかなか公表できにくい部分もあるかと思えますけれども、そういったことも踏まえて、今後ともお願いしたいと思えます。

それから、跡地問題ですけれども、1階部分は診療所とお聞きしましたけれども、今後三宅先生が今進められています地域医療に関しての施設、また研修医の施設ということで、そういう研修医の皆さんを多く受け入れられるということは、非常に小豆島にとってもプラスになることと思えますので、そのあたりも強く進めていただきたいというふうに思っております。その辺はどうでしょうか、町長。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まず、研修医の話でございますけれども、研修医につきましては、三宅院長が得意とするところでございます、3月から来ていただけると。12月一杯ぐらいまでずっと、少ないときでも3、4人、多かったら7、8人と聞いております。当然、三宅院長のサポートもしながら、救急の方にも入っていただけるやに聞いておりますので、前の東洋紡の施設もうまく有効に使いながら、やっていけたらなと思っております。

跡地も、まだ検討中のところもありますので、これも早急に考えていきたいと思えます。ソフト面、先ほど言われましたけれど、実は小豆島町は、どちらが先に呼んだか分かりませんが、佐藤管理者、新しい院長ですけど、老人会とか婦人会とか行って、いろいろ説明してるみたいです。27年度、新しい年度に入りましたら、できたらこちらの方からも要望して、佐藤先生に来ていただいて、今後の病院、こういう形でやりますとか、こんな考えでおりますという考え方も聞かせていただいて、1年先のことも早く皆さんにご報告できたらと思っております。これから、2次医療というのは、非常に不可欠でございますので、そのあたりももう1度考えていきたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

最初の答弁のときに、町長がおっしゃいました島の医療の将来像ということの中で触れられていましたけど、予防という面でありますけれども、医療行政

のなかには、1次予防とか2次予防、そういったことも含まれるというふうに聞いております。ですから、先ほど言われましたように、そういう予防面も特に気を付けて、今後の医療行政に励んでいただけたらなというふうに思っております。それから、新しい病院、たぶん島民の皆さんが非常に期待して楽しみにしていると思います。そういった意味でも、島民の皆さん、また町民の皆さんの期待を裏切らないよう、ひとつそういう面での努力を切にお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（川本貴也君）

11番 藤本誠助君。

○11番（藤本誠助君）

11番、藤本でございます。

新病院への通院バスについて、新病院へは高齢者に優しいバス路線をとということでお伺いしたいと思います。

小豆島中央病院は28年度の開院を目指し、着々と工事の方も進んでいるようではありますが、島内の患者の4～5割の人が高松の病院へ行っていると言われる今日、通院バスを充実させて、1人でも多くの方が新病院を利用できるようにすることが必要であると考えます。車を運転できない高齢者の皆さんは、通院の足となるバスについて、本当に心配をしております。先般、中央病院に係る現状報告会が開催されましたが、その会の中でも高齢者の方の意見として、バス便が悪ければ高松へ行く方が早いなどといった意見も出ておりました。

町長も27年度施政方針大綱の中で、小豆島中央病院の開院に伴い、公共交通利用者の流れが大きく変わることが想定されるために、路線バス等の運行体系を抜本的に見直す必要があると言われております。

そこで、福田線、四海線、大鐸線、西浦線など、それぞれの小豆島中央病院への直行便を切にお願いするところでございます。どうしても直行便が無理であるというならば、せめて乗り継ぎがスムーズになるようにご配慮をいただきたいと思います。そして、乗り換えにつきましても、1枚の乗車券でできるようにすることや、また、電子カード利用推進も必要ではないかと思っております。

いずれにしましても、患者さん、特に高齢者の人たちが安心して、1人でも多くの方が通院できるようなバス路線の充実が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

藤本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小豆島においては、少子高齢化及び島外への人口流出を受け、将来的に更なる人口減少が危惧されているうえ、車社会の進展によってマイカー主体の交通体系となっています。また、年間 100 万人程度の観光客の流入があるものの、最近ではその多くがマイカーや貸切バスでの流入となっており、路線バスの利用者は減少しています。このような負の循環の中で、路線バスを確保・維持していくことが困難な状況となっており、高齢者等の交通弱者のみならず観光客等の足の確保にも苦慮しているところです。

今後、瀬戸内国際芸術祭による観光客の利便性確保、小豆島中央病院の開院、さらに新高校の開校で、路線バス利用者の流れが大きく変わることが想定されます。このため、平成 27 年度より、小豆両町にて設置している有識者会議である小豆島地域公共交通協議会にて、路線の抜本的見直し、運賃設定の見直し、効率的な乗り継ぎ、周知・啓発による利用促進などについて審議・検討し、路線バスの再生を図ってまいります。

乗用車以外の交通手段を確保することは、交通弱者だけでなく、住民全体にとっても大切であります。積極的にバスに乗る意識が住民に求められていますので、「使って育てる」意識の醸成に努めるなど住民の力を引き出すことで、役に立つ公共交通を「つくり」、「守り」、「育てる」工夫をしております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、藤本議員のご質問にお答えさせていただきますけど、先ほど課長が言いました、小豆島地域公共交通協議会というのがあります。平成 27 年度 4 月か 5 月にすると思うんですけども、その席上で先ほど言いました 1～4 番までは話はするつもりです。去年、小豆島オーリーブバスを両町で意見が通るバス会社にしようということで、増資をしております。ですから、有識者会議の前か後か分かりませんが、当然議員の皆さんにもお諮りをして、これでいいのかどうかというの、たぶん意見が通ると思います。そんな中で、当然北浦の方、四海の方、今の路線でいきますと、新しい中央病院へは 1 回乗り換えをしないといけないということなので、乗り換えしなくていいような話で、路線バスの話を持って行くつもりです。無理でも、福祉バスとか違う方法もありますし、そういったのも全体的に視野に入れて、公共交通の協議に入っていこうと思っておりますので、皆さんの不便のないようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

藤本誠助君。

○11 番（藤本誠助君）

いま町長の方から、乗り換えなしのバス路線も考えていくというふうな言葉をいただきました。この協議会は、4月か5月頃やられるということですが、この会で全てが決まるのでしょうか。例えば、運賃とか路線とか、その辺については、この会が最高のものなのでしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

再質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、この会といいますのは、町の他、県、国土交通省が入っております。それに、自治連合会の会長さんも加わって審議をさせていただいております。この会で、基本的には案を掲げ、その案を元に両議会の皆様方にお諮りし、最終的に決定されるものと考えております。

○議長（川本貴也君）

藤本誠助君。

○11 番（藤本誠助君）

それから、具体的に例えば町長が今おっしゃった、乗り換えなしの路線も考えるということではありますが、具体的にどうするかということは、今からの課題ということになるのでしょうか。それと、例えば、乗車券の件なんです、仮に直行バスができなかった場合、いずれの皆さんも病院が遠くなる訳ですし、乗り換えがあれば、今まで乗り換えなしで行けていたものが乗り換えをするということになりますし、それだけ特に高齢者の人には負担になるということもあります。ですから、例えば、乗車券にしたって、1枚で乗り換えがあってもそれで行けるとか、乗り換えなしで直行便が1番いい訳ですけど、いろいろその辺も難しい面もあろうかと思いますが、私たちがお願いしたいのは、直行便でなんとかお願いしたいと。1便でも2便でもテスト走行というか、そういう形でやっていただけたらなというように思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

お答えをいたします。

まず大事なことは、バス利用者の実態を正確に把握することが1番大切であろうと考えております。したがって、27年度に国の地方創生型交付金を活

用いたしまして、交通機関を専門とするコンサルタント等に、地域の公共交通に関する計画策定を実施すべく、補正予算を繰り越して対応をすることといたしております。その上で、地域が必要とする交通サービスを見極めて、確保すべき交通政策を検討、実施していきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

藤本誠助君。

○11 番（藤本誠助君）

いずれにしましても、乗り換えなし、あるいは、乗り換えがあっても切符が1枚で通せるといった、高齢者に負担のかからないような形で配車をしていただきたい、そういう考えを汲んでいただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきます。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 5 分といたします。

休 憩 午前 10 時 49 分

再 開 午前 11 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）
再開いたします。

○議長（川本貴也君）
5番 佐々木邦久君。
○5番（佐々木邦久君）

一般質問でございますが、この4年間いろいろやってきて、皆さん頑張っていたいただきましたが、なかなか夢のあるようなことが何ひとつできてございません。今回具体的に質問したいということにつきましては、地域創生ということが、いま全国で叫ばれております。いま魅力ある町に持っていくために、どういことを皆で考えなければいけないかということは、常々皆さん考えておられるかと思えます。その中の1つで、最近目につく多くの人たちのなかに移住者がおります。町としても、今その方針を考えて、施政方針の中にも取り上げております。そういう分について、今回具体的にお伺いしたいと思えます。

私の地区でも、若い夫婦が3組来ております。そういう人たちがどういう生活をしているかということは、よく分かりませんが、今の3組ともどういう形で溶け込んでいるかと言いますと、特に肥土山というところは、伝統文化の農村歌舞伎を毎年行っております。この分について、各3組の男の方は、全部歌舞伎の役者として出ておりますし、その地区に回ってきたときには、それぞれ皆と一緒に仕事はしております。そういう状態で頑張っておりますが、ただ心配なのは、ずっと住んでおられた人たち、今おります人は子どもは大抵外へ出て働いておまして、1人家族とか、年寄り2人という家庭が相当多くございます。そういうことで、地域を守って頑張っておりますけど、ただ心配なのは、現在いまの状態のなかで、今の若い人たちがずっと島でおられるのか。魅力がなくなったら他の地区へ移動するのか分かりませんが、そういうところのなかで、今回書いております、3つの点について具体的に執行部の方からお願いしたいと思えます。

まず、1つは、町内にどれぐらい移住者が住んでおるのか。この分を問いたいということは、うちの地区の1組の夫婦は金曜日、土曜日だけ喫茶店をしております。それも自分のところで作った有機栽培の野菜等を出して、そこへ来ておるお客さんというのは、県外ナンバーも結構ありますが、どういう状態かと言いますと、すらっとしたスタイルのいい女の人とか、スカートの長いのを履いている人とか、髪を上でくくっている人とか、一目でそういうようなタイプの人というのが分かります。

そういうような中で、町執行部は、土庄町へ、過去5年で結構ですが、入っ

てきた人の状況をお伺いします。また、その人たちが何組いて、今どういう職業に就いているかということをお伺いしますし、また 2 番目では、その施策で当初予算はどれくらいありますか。来ていただくことについて。それは、全体の一般会計の中でシェアはどれくらい占めておりますか。去年よりどれくらい多くなりましたか。やっぱり、後ろにはお金が必要でございます。そういうところをお伺いしますし、それと新しい生き方のなかで、町長にお伺いしたいんですが、地域おこし協力隊員 2 名を募集する予定だそうですが、具体的に移住交流活動の仕事という内容がありましたが、この分について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、移住実績につきましては、以前は移住相談を把握するために、宅建業者へ照会をかけたたり、また移住の空き家バンクの件数をカウントいたしておりましたけど、転勤等と区別することが困難であるため、平成 25 年 5 月より転入窓口にて移住のアンケートを実施いたしております。本町への過去 5 年間の実績につきましては、合計で 142 組、199 人であります。また、職業につきましては、把握している限りにおきましては、カフェを開いたり、介護あるいは福祉施設等へ勤務しているなどさまざまであります。

また、本町を支えていただく移住関連施策における今年度の当初予算額は 177 万 7 千円でありましたが、来年度は 666 万円といたしており、488 万 3 千円の増額となっております。また、地方創生型交付金の関係で、補正予算に計上しているものも含めると 1,155 万円となり、977 万 3 千円の増額となっております。この要因の大きなものの 1 つが、協力隊に関するものであります。当制度により、2 名募集予定であり、うち 1 名が移住関係の予定であります。隊員の具体的な移住交流活動につきましては、当制度の内容を十分説明し、応募してきた方の知識・経験・アイデア等により採用・委嘱することとなります。したがって、「誰でもいいから来て欲しい」というのではなく、「地域に合う人が来て欲しい」というように思っております。

移住者の思いを受け止めて、町の求める人材とマッチングできるよう最終の目標を隊員の委嘱期間後も定住することに絞り、受け入れ等に努力をしていきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

佐々木議員の話の中で、地域おこし協力隊の募集のことの質問だったと思います。2名募集する予定で、うち1名が移住促進関係の仕事をするということで、インターネットから始まって、町広報等で幅広く募集はかけます。いま現在土庄町に住民票がある方以外です。ですから、全国いろんなところから応募があると思いますので、そんななかで、先ほど課長が説明しました知識・経験・アイデアをみながら採用していきます。地方創生のなかの1つの動きの分でございますが、移住促進ということを重く受け止めて、今後も土庄町への移住促進を図っていきたいと思います。

この間、石破大臣が、「人口が100人減ったら、1億円の消費がなくなる」ということ、だから1人100万円ですね。衣食住含めてたぶん100万円くらいだという想定だと思いますけど、政府の方はそういう話をしておりますので、できるだけ人口が減らない政策ということで、重く受け止めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本貴也君）

佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

いま聞きますと、担当課長の話等から判断しますと、本当に力を入れてやってくれるのかなというように伺っております。再度、町長にお伺いしますが、今の内容で、移住交流活動というところが新しく出てきた内容かと思えますけど、町外の人でそういう気持ちのある人を、町長が判断して、よかったらその人にやっていただくと。それで、具体的にどういう仕事をやってもらうか。私がちょっと聞いた限りでは、横の小豆島町では、東京大学出た若い人がポン菓子でポンポンいわせたり、町の流れの中で、こういう方向はどうですかというような諮問機関というんですか、町長が指示したら、こういう分についてはこうだというようなことをやっておりますが、その辺まで踏み込んだ人を採用するんですか。いかがですか。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、再質問にお答えしますが、先ほど言いました、知識・経験・アイデアをみながら雇用と言いますか、来ていただきたいと考えておりますし、小豆島町さんの話も出ました。できるだけ、そういう素晴らしい方が応募していただければと思っております。そんななかで、移住していただくにはどうしたらいいか、移住した後、魅力ある町の発信、それから移住しても結局仕事がない

いですとか、周りのお付き合いの仕方とか、いろんなことも取り沙汰されているように聞いておりますので、そのあたりも住民の中にいかに溶け込んでいけるかとか、実際来たらこういう仕事もありますとか、そういったのも紹介しながら、できるだけ移住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

なかなかこれは難しい問題かと思えます。ただ、やっぱり新しい考えを持って取り組めというのは、ここで育ってこの仕事で慣れた人はなかなか難しいかと思えます。最近も、別に内海でおる人と話をする機会がありましたが、何で来たのかという話をしますと、東京の人ですけど、東日本大震災を目の当たりに受けて、東京にも必ず来るというようなことで恐ろしくなって、嫁さんと一緒に探そうかと。瀬戸内海は死火山だから、火山のない所に行ったら津波も少ないでしょうというようなことで、小豆島へ来たというような単純な発想で来て、1時間ちょっとの話し合いの場でありましたが、内容的には濃い話、夢を語ってくれます。「ああしたらどうですか、こうしたらどうですか」というような。そういうようなところへ持って行って、町長のシンクタンクと言いますか、執行部もそういうような内容の2名を極力選んで、焦らんときちんとした人をお願いしたいと思えます。

続きまして、次でございしますが、なかなか夢のある話が1つ出てきました。地域の産品を育成したいんだと、この問題につきましてもいろいろありますが、ゴマに着目した点について町長の考えを聞きたいと思えます。前から、町長は産品にしたいと思っているという話は聞いておりましたが、これはある日突然湧いて出てきたゴマですか。それとも、もうちょっと地道に考えたゴマの育成ですか。一言お願いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、佐々木議員の質問にお答えします。

1次産業が土庄町を変えるということは前々から話をしておりました。そんななかで、当初は露地もの、キャベツとか白菜とかそういった産品を皆に幅広くしていただいて、給食等々にも使っていただく。地産地消でやったらどうかという話もし、残ったものはどこかで島外の方にも売ったらという話もしておりました。

ゴマもですね、土庄のちょうど表玄関の港の入口にあります。前々からゴマ

をなんとかせないかんかなと思っておりました。今年に入ってから、特に昔のことを思い出して、僕も小さいとき、ここにおる皆さんそうだと思うんですけど、家で作っておりました。小さいながらも、それを取って来て日干しにして、乾いたところを筵（むしろ）かなんかにひいて、ゴマを取っておりました。そういった、どこの家庭でも作っているというイメージもありましたし、入口にもある。赤穂屋の所にかど屋のごま油本舗というのもありますし、ということで、このあいだ小澤社長が来られまして、ちょうど土庄町 60 周年の話もさせていただきました。昭和 30 年です。昭和 32 年に土庄のある方から紹介されて、今の工場の所の土地を紹介されたと言っておりました。その後、昭和 34 年当時は、個人で栽培したゴマを赤穂屋地区のかど屋ごま油本舗に持って行ったら、ごま油と交換してもらったりとか、そんなことも聞いたように思っております。そこでですね、60 周年ということもありましたし、昔に帰るといふんじゃないんですが、ぜひゴマを土庄産または小豆島産どちらになるか分かりませんが、当然そういう工場もありますから、商品だけ持って行けば、絞っていただけるという話も聞いております。

今年初めてなので、どこまでどういけるか分かりませんが、当然作っていただく方、まず 1 番に協力が必要です。絞る所がありますから。まず、そういう方を幅広く募って、できたらそういう特産品の 1 つとしてできたらいいかと考えております。

販売先等々も、今はまだ全く白紙でございますけど、まずかどやさんとも相談しながら、当然そのなかに JA さんもたぶん入ってくると思うんですけど、JA さんも交えて、当然それには、プラス JA さんの栽培者の会もありますね。そのあたりの方も含めて、今後どういう展開していったらどうなるかというの、シュミレーションしながら、今年からやれたらいいなと思って、取り組みたいということを決意を新たにしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

いま言われたとおりかと思いますが、私も定年してからいろいろ考えた中に、1 つ味噌を地元で作らんかと。米はあるし、大豆を作ったら全部できるし、地産地消も、仕舞いにはしませんかと。いま取り組んで 7 年目ぐらいになりますけど、実際に女の人が家で食べる分の大豆は作っておるかと思いますが、その団体に持って行く大豆は 3 名の方が作って、それごく少量でございます。なかなかその人たちが、日当と言いますか、1 日働いていくらという換算したら、全然合うものではないぞと。ただ皆が頑張ってるから協力していると

というような言い方をされております。そういう分から見ますと、確かに今の大豆をとってみても、町長が言われましたように、地産地消、どうにかして土庄町の人に食べてもらう。今は家族と親戚等に持って行っておりますが、その長の人からどうかして販売をしてもらえないだろうかというようなことも出ておりますし、ゴマについても、確かに作りなさいと言っても、最初は珍しいからある程度の方が作りますが、やっぱりきちんとした形として作っていくには、大分な時間を要すると思います。今年の予算を見ますと、ゴマに対して30万円という額を出しておりますが、この付けた内容等について、最後ですがお伺いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

再質問にお答えします。

当初は、もうちょっと50万円とか100万円という話も出ておりました。ところが、担当課の方に聞きますと、500円で苗もそれから種も含めて、結構量があるという話だったので、30万円もあつたら、例えばですけど、土庄町は6千戸ちょっとあるんですけど、全部の家に1つずつぐらい配れるみたいな話だったので、初めてですし、当然試行錯誤していくなかで、30万円が妥当かなど。そんななかで、金額もそこに落ち着けて、30万円という設定をさせていただきました。

○議長（川本貴也君）

佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

私も賛成です。30万円で何ができるんだと言われると、担当課長が数字をはじいたかと思いますが、やっぱり、いかに多くの人に種が配れるか。そういう分が推進の1番の基になります。そういう分から見ますと、大きなお金でないかと思いますが。有効にその分の活用法を考えて、そういう分をなじりで例え作るにしても、皆さんにお配りできるような方向をお願いして、質問に代えたいと思います。ぜひ、新しいことに取り組むのは難しいですが、執行部の方、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

1番、日本共産党、福本耕太です。私は本日4点の質問を行います。質問を通

じて、三枝町長に対し、町政の転換を求めたいと思います。

まず、1つ目の質問であります。豊島航路の旅客船についてでございます。フェリーから旅客船への変更により、風が強いときに旅客船が止まるという問題、さらに来年3月から実施される芸術祭の際の島民の積み残しの問題が指摘されております。これについて、前回の芸術祭のときに発生した島民の積み残しの問題の経験を踏まえて、この2つの問題を土庄町がどのように考えているのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、豊島航路は、離島航路運営費等補助事業を利用して運営をいたしております。この事業では、宇野土庄航路確保維持協議会という会がございまして、そのなかには、地元自治会長、漁協関係者等とさまざまな問題について協議をしております。

航路の欠損額を抑えるということ、航路を維持確保するということから現在のフェリーから旅客船を導入したという経緯がございまして、議員の指摘のとおり、特に冬場、波が高いとか、季節風が吹いたときとか欠航があり、困っているという声は聞いております。協議会においても、欠航対策について船会社と協議をいたしております。船会社といたしましては、乗船されるお客様の安全を優先に考え、運航するということが大前提であるということでございます。

安全運航の確保は、公共交通機関の第一の使命でございます。欠航に対する住民のご意見・ご要望は、非常に重要で、我々といたしても真摯に耳を傾けていきたいと考えており、船会社や船長、運航管理者と相談し、できるだけ生活に支障がないようにしたいということであり、今後も引き続き協議会において協議をしていきたいと考えております。

そういったことで、瀬戸芸の話も出ましたので、来年瀬戸内国際芸術祭2016が開催される予定でございますけど。

○1番（福本耕太君）

議長、端的にお答えをお願いします。

○議長（川本貴也君）

町長、明瞭な回答で答弁をお願いいたします。

○町長（三枝邦彦君）

乗れなかった人、乗れた人とか、いろいろございますので、来年芸術祭に向けて、宇野土庄航路確保維持協議会、実行委員会とも協議をして、国庫補助航

路として対応できること、また、それ以外にも対応できるかどうかということも考えて検討をいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

旅客船への変更は、前岡田町長の時代に行われました。その際、旅客船への変更の際に、住民への支障を来さないとの約束、フェリー会社との約束のもと、実施されたと聞いております。これは、今までの質問の中でも、前岡田町長が答えた内容でございます。住民への生活に支障を来さないという点で、具体的にどういう議論を行っているのかをお聞きしております。端的に、具体的に答えていただきたいと思います。それから、芸術祭につきましても、これまでの質問の中で、芸術祭時にはフェリーを 2 台にするなど検討を考えるという答弁をいただいております。具体的に、この 2 年間の中でどういう対策を考えてきたのかを、端的にお答えをお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

お答えをいたします。

まず、地元また観光客のアンケート調査を踏まえ、地元説明会で議論し、その結果としてこのような体制になりました。基本的にはアンケート結果から、従来のサービス水準に近いものはできたと思っております。それと、芸術祭の増便に関することですが、それにつきましても、会期中の土日あるいはお盆の期間、そういった時につきましても、増便をし対応をいたしております。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

補足をちょっとさせていただきますが、先ほど福本議員が言われたこの 2 年間、実は母体の船会社が変わっております。ただ、そうは言いますが、宇野土庄航路確保維持協議会というのはそのままでございますので、その中で地元自治会長、漁業関係者等々と話しながらやっていくべきかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

今の答弁をお聞きしますと、この 2 年間のなかで具体的施策は練られていな

かったというふうに感じます。この芸術祭時についてですけれども、もともとの岡田町長の答弁にもありましたように、フェリーを 2 台に戻すよう強く求めるものでございます。

次の質問に入ります。放課後子ども教室についての質問でございます。新小学校の建設の際、町と教育委員会は、現在の小学校のうち耐震化できていない学校を例に挙げて、「危険だから小学校を建設する」と必要性を説いていました。しかし、新小学校開校後も耐震化できていない一部の旧小学校をそのまま利用するとしています。これは、どういうことでしょうか。説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

生涯学習課長 椎木孝君。

○生涯学習課長（椎木孝君）

福本議員の 2 番目の質問にお答えいたします。

放課後子ども教室は、学校や家庭と違った地域という環境のもとでボランティアの協力によりまして、子どもたちに居場所を提供し、子どもの健全な成長を願うことを目的として事業を実施しております。

現在土庄、湊崎、四海、大鐸の 4 教室を実施しており、平成 27 年度におきましても継続して実施をする予定であります。

旧小学校施設の利用につきましては、平成 27 年度より四海小学校の礼法室を利用しておりましたものを、四海公民館に変更したことにより耐震化ができておりません旧小学校施設の利用はありませんが、四海公民館、旧図書館とも耐震診断はできておりません。

子ども教室の安全な場所への変更または耐震化につきましては、今後の旧小学校の跡地利用についての協議、また子ども教室の保護者などの意向を聞きながら、教室に通う子どもの安心安全を考慮し、運営方法も含めて検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

本来であれば、新小学校建設の前に、こうした問題というのはきちんと話し合いを行い、準備しておくのが当然のやり方だと思いますが、今の答弁の中で、今後検討していくという答弁がありましたので、具体的に進めていただきたいと思えます。

こちらから提案をさせていただきます。新しい小学校の空き教室や、新しい小学校の安全な場所で、新しい建物の建設を行い、そこで実施をする。または、いま行っている場所であっても耐震化をしっかりと行って、子どもの安全を確

保するといった具体的な策を実施し、親に対して、また子どもたちに対してしっかりと説明のできる対応を進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。次の質問は、前回平成 26 年 12 月議会の一般質問の続きになります。土庄中学校グラウンド東側にナイター照明の設置を、という質問を行いました。これに対して、中井総務課長、宮原教育総務課長の答弁に対し、反論を含めて質問を行います。

中井総務課長への質問 3 点をまず行います。教育長は学校教育関係者の声を聞き、前回の質問時に「健康な中学生にでも、グラウンド東側の明るさというのは十分でない」というふうに答弁されています。しかし、総務課長は、私が「高齢者や小さな子ども、障害者にとって光量は足りていると思うか」と質問したときに、「光量は足りている」、「夜間災害時の対応は可能である」と答弁されています。中学生でさえ見えにくいのに、なぜ視力が弱まっている高齢者や子どもたち、さまざまな困難を抱えている障害者に「対応が可能」ということが言えるのでしょうか。答弁された言葉の根拠をお示してください。

次に、「一時的な避難所だから現行の光量で妥当だ」ということもおっしゃられました。災害時には、車やバイク、自転車で避難してくる人も少なくないでしょう。そのような中で、私は、今の光量であれば災害避難者の交通事故の危険性を感じます。また、住民の判断を誤らせる 2 次災害の危険性も十分にはらんでいると思います。一時避難所であれ何であれ、照明は不可欠だと思いますが、「一時避難所に照明を付けなくてもよい」と答えられた根拠をお示してください。町長の認識も併せて聞きたいと思います。

最後に、中井総務課長は「学校関係施設 15 か所に照明をつけると、費用が莫大になる」と答弁されました。しかし、私が質問したのは、通常町内の中学生が一手に集中する場所であり、あわせて広範囲に、また多数の人々の避難場所に指定されているということを考慮し、土庄中学校に限定して質問を行いました。優先順位をつけて質問をしたつもりでございます。15 か所の他の施設の話など、一言もしていないのに、なぜ聞かれてもいないことを勝手に答弁されたのでしょうか。一般質問の基本ルールとして、質問は 1 つの事柄に対し、1 つの質問と決まっています。これは、議論を混乱させないための基本ルールです。議会に出席を許可された立場の人物は当然知っていることだと思っておりますが、なぜこのような発言をされたのか。土庄町議会では、このような答弁が日常化していますが、どういう理由からなのかを、説明を求めます。

次に、宮原教育総務課長への質問を行います。

現在、中学校西側に設置されているナイター設備は、特定の部活の OB や学校の後援会が取り付けたと、学校の備品は町民の寄附で付けるのが当然だと言

わんばかりの答弁をされました。土庄町の教育総務課の認識は、教育施設に設置する備品は、教育行政が責任を持つべきものではないとの認識の上に立たれているのでしょうか。答弁を求めます。

また、教育総務課長は、町民プールの取り壊しを理由に挙げておられました。私は町民プールの敷地内にナイター設備を設置しろと求めた覚えはございません。中学校の敷地内にある施設に対し、考慮・配慮しなければならないのは、町民プールを取り壊す際の業者の方であります。中学校の施設にこそ配慮してプールの取り壊しを行うべきであります。発想が逆さまでございます。教育委員会として考慮・配慮というのであれば、暗がりでも部活をしなければならない子どもたちにこそ、考慮・配慮が必要だと思いたしますがいかがでしょうか。

3つ目、教育総務課長に最後にお聞きします。課長は「中央グラウンドの照明は昭和59年設置で30年以上使用してきたため、再利用は考えにくい」とおっしゃられました。同時期に取り付けを行った照明設備が今でも中央グラウンドで使用されています。部分的に電球が切れているものはありますが、十分に役立っています。同じものであるのに、最近まで中央グラウンドを煌々と照らしていた照明が使用不可能であるという根拠はどこにあるのでしょうか。取り外した2台のナイター設備が使用不可能と言うのなら、現在中央グラウンドを照らしている同様のナイター設備も使用不可能であるということになります。使用不可能の根拠を現実に即してお示してください。

併せて提言を行います。仮に将来何年か何十年後かに、ナイター設備そのものが使用できなくなったとしても、取り付け用のポールの寿命が尽きる訳ではございません。新しい照明設備をポールに取り付ければ、ポールはそのまま活用できます。一方、再利用せず、ナイターを放置すれば、町民の財産を無駄にすることになります。私の提案として何ひとつ無駄はないと思いたしますが、お考えをお聞きしたいと思いたします。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

12月議会の答弁に対する質問ですので、まずは私の方でお答えさせていただきます。

1点目でございますが、15灯の照明、テニスコート4灯を含めると19灯ある中で、12月議会におきまして「一時的な避難場所として妥当かなと考えている」と答弁をさせていただきました。

災害時に夜間、徒歩で避難される場合には、高齢者、子どもも含めまして、避難される方々は懐中電灯で照らしながら避難されることが予測されます。現

在、町民プール横の軒下に、以前自転車置き場として使っていた所に蛍光灯 6 灯を設置しております。これに沿って歩いていただいて、西側の野球場の方へ避難していただければと考えております。

グラウンド全体で考えますと、東側のサッカー部分は、照明の光量は十分ではないと思われませんが、西側に避難していただければ避難場所としての明るさは確保できているものと考えております。

次に、福本議員の 2 点目のご質問でございますが、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されまして、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。従来は必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことによるものでございます。そして、この災害対策基本法に基づきまして、国、県、市町村は防災計画を策定し、避難所などの整備に取り組んでいるところでございます。市町村の計画は、県なり国の防災計画に抵触しないこととなっております。

福本議員のおっしゃる照明の部分だけについて見ますと、国の防災計画では、避難所については「換気、照明等の設備の整備に努めるものとする」と努力規定で記載がされているものの、緊急避難場所についてはそのような記載はございません。従いまして、町の計画にも照明に係る記載はしておりません。一時避難場所、正確には緊急避難場所に照明を付けなくてもよいという考えは町としてもございませんが、大地震が起きた場合には、電力が寸断され大停電が起こることも予想されます。緊急避難場所の整備も必要ではございますが、それ以上に避難所の整備、資機材や物資なども含めて強化していきたいと考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

次に、3 点目のご質問でございます。土庄中学校以外の他の学校関係施設についても緊急避難場所及び避難所に指定している関係から。

○1 番（福本耕太君）

議長、端的に。

○議長（川本貴也君）

総務課長、明瞭簡潔に申し上げます。

○総務課長（中井俊博君）

関係から、関連付けて答弁させていただいたものでございます。以後、議員のご質問の趣旨をくみ取るよう気を付けさせていただきます。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問に端的にお答えいたします。

まず1点目、12月議会において土庄中学校の西側設備の設置経過について説明させていただきました。私自身、教育備品は教育行政が責任を持つものではないという認識はございません。2点目、次に東側ナイター設備については、町民プール取り壊し後の跡地利用に支障がないように設置位置を考える必要があると申し上げました。3点目、それから、中央グラウンドの照明が使用不可能とは答弁しておりません。議事録を確認していただければ分かりますが、再利用した場合150万～200万円とお答えしております。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の一時避難場所の照明ということでございますが、土庄中学校のグラウンドは、地震それから大規模火災の災害緊急避難場所としては、指定はいたしておりますが、土石流、高潮、津波の災害での避難場所としては指定はしておりません。特に最大クラスの南海トラフ地震による津波では、グラウンドの浸水が30cm～1m未満ということが予想されておりますので、地震、大規模災害等の際の緊急避難場所としては、西側の野球場の部分でも対応は可能かなということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

質問したことに答えてください。1つ目の中井課長へ質問したのは、中学生でも暗いという認識を学校関係者や教育長が持たれているのに、どうして高齢者や小さい子どもや障害者にとって、光が足りているということが言えるのかということをお聞きしてるんです。それに対する答弁をしてください。それから、今の答弁の中で出てきました、国の方から努力目標をきちんと求められていると、ナイターの設置は行うべきだと自治体に努力を求められているという答弁がありました。これは重要な答弁だと思います。高松などを見ますと、避難所になるような統廃合して使われていない施設でも、ナイターをそのまま残しております。ですので、国の示す方向で努力をしていただきたいということをお求めたいと思ひます。

3つ目のことについては、重複しますので、質問したことについて答えてくださいということです。

宮原教育総務課長に対する質問ですけども、こういう経過で西側にナイターが付いたということについては、私は質問は行っておりませんので、質問して

いないことについては答弁は求めておりません。そういう話をされること自体がおかしい。そういう話をされるので、私は教育委員会として、備品の設置というのは教育委員会の責任でないというふうに考えているのかという質問をいたしたんです。西側のナイター設置が誰によって付けられたかということは、何ひとつ聞いていませんので、そういう議論を混乱させるような答弁というのは止めていただきたいと思います。答弁にありましたけど、学校関係に関する備品の設置というのは、教育委員会がしっかりと責任を持つものだというふうに認識されているというふうに、こちらとしても認識をいたしました。ぜひ、その面から努力していただきたいと思います。

それから、いま現在中学校で真っ暗な中で子どもたちがサッカーや陸上等をやっております。こうした問題に対して、安全面を確保せず、その後の町民プールの取り壊した後の敷地利用等を考えるというのは本末転倒でございます。中学校の子どもたちの安全をまず確保するというのが、教育委員会としての本来の姿勢ではないかということをおっしゃりたいと思います。

それから、いま使っているナイターについてですけども、使用不可能とは言っていないということをおっしゃいました。再利用するのは難しいとおっしゃったんですかね、そしたら。前回の議事録を使って、私この質問を行っているつもりでございますので、不可能とは言っていないということでしたら、私の見落としかもしれません。しかし、私が言いたいことは不可能かどうかではなくて、十分に使えるナイター施設をそのまま放置して、使えなくなるまで放置してもいいのかということをおっしゃいます。中学校の方に、ポールを150万～200万円かかるかもしれませんが、立てて使えば、今の子どもたちの安全を確保する上でも、大きな意味を持つものと考えます。ぜひ実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

教育長さんの前回の答弁の学校関係者の声を聞いたなかで、明るさが十分でないということですが、私の方としましては、学校クラブ活動、部活動のなかでのそういうふうな活動に対しては十分ではないというふうに認識しておりまして、避難所へ避難する、大きな災害が退くまで避難場所にとどまるというその辺の性格の違いであると考えております。

それから2点目の、国の方で照明について努めるものとするということですが、これについては、避難所についての努力義務でございます。緊急

避難場所については、そういうふうな記載はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、1点目の西側の経過についての話ですが、東側に設置という話がありましたので、西側の経過を説明させていただいたものでございます。また、2点目の町民プールの取り壊し、これは全然今のところ予定はありません。ありませんが、もしポールを立てるのであれば、跡地利用も考えた位置に立てなければならないという意味での発言でございます。ご理解をお願いいたします。それから、3点目の再利用の件ですが、12月議会におきまして、私の方から「今後のメンテナンスや器具の寿命を考えれば、再利用は考えにくいと思っております」と答弁いたしております。これは、例えば、ポールを立てて設置する場合であれば、今はLEDの照明のいいものが出ていますので、10分の1程度の電力でさらに明るい設備ができるという意味で申し上げました。設置が不可能という意味ではございません。よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

中井課長、何回も同じことを言わさないでくださいね。光量が足りているかという問題で、高齢者とか子どもとか障害者にとってどうなのかということを知っているんです。町長、代わりに答弁されますか。中学生にとって暗い照明、光量が足りていないのに、避難する際の高齢者や子どもたちや障害者にとって、光量が足りていると言える根拠は何ですかということを知っているんです。端的にお答えください。

それから、2つ目の緊急避難所でないから付けなくてもいいということですが、私はそういう意味で今の学校の子どもたちの活動と併せて緊急ではないけれども、避難所に指定されていると、一石二鳥だから付けてくださいということを知っております。緊急であるかないかということは問うておりません。そこを踏まえた上で答弁をお願いしたいと思いますけれども、国の方は避難所については付けるように努力をしてくれと言っていると思いますけれども、いいことであれば国よりも先取って町が実施しても、住民は喜ぶだけで怒ったりはしないと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それから、宮原課長の答弁についてですけれども、西側の話はもう結構です。

いつまでもそうやって言われるんでしたら、聞いてもないことを、何で答えたんですかという質問、混乱させないでくださいということを言ってますので、もう結構です。

それから、町民プールの取り壊し予定がないとおっしゃいましたけども、今の新小学校を建てるときに、プールの設置の話が挙がってます。そのときに、町民プールは老朽化して使えないから、取り壊しますということは、千葉副町長がはっきりおっしゃいました。あれは使えないから、新小学校にきちんとしたプールを、中学生と小学生が使えるようなプールをつくらないかんとということをおっしゃってますので、取り壊しの計画はございますので。議事録見たら、きちんと書いてますので、それがないというのはおかしいかなと思います。それから、何度も言いますが、いま学校で不便が起きている訳です。そういう点からして、教育委員会の姿勢として、今後空き地利用をどうこうするという話を、今の子どもたちが困っている状況にあるのに、先に持って来て考えていかなければならないというのはおかしいんじゃないですかと言ってます。中学校の敷地内に付けるべきだということを、私はずっと言ってますので、中学校の敷地内にあるものに、プールを壊す際に配慮するのは当然じゃないですかということを言ってます。分かります、分かりませんか。中学校の施設に対して、中学校にいま現在ある物とか、これから取り付ける物に対して、プールを壊す際に、その施設に傷がつかないようにとか、配慮するのはプールを壊すときに考えることじゃありませんかということ言ってるんです。いま現実に子どもたちが真っ暗な中で部活をしています。見に行かれて、危ないと思ったと教育長も言われました。光が足りていないと言われました。教育の現場からも声が上がっております。そういう問題を先に解決しなければならないときに、その後の話を持って来て考えないといけないというのは、おかしいんじゃないですかということを聞いております。

もう 1 つ質問がありますので、提言を行ってから、この質問を終わりたいと思います。教育長それから教育総務課長、町長に提言を行います。国からの努力を求められているということでございました。それも踏まえて、前回の質問の際に、最後、お金がなく、あったらやりたいんだということをおっしゃっておられました。そのことも踏まえて、お金をきちんと工面してほしいという提案でございますけども、地方自治体の予算というのは、何よりも住民の福祉の増進を軸とすべきであると地方自治法の総則第 1 章にも書かれております。防災であれ、学校の教育の現場であれ、住民の命と安全を守ることは最優先にされるべき事柄でございます。税金の使い道を変えれば、できないことはございません。税金の使い道をどう変えるべきなのかということは、当初予算や補正

予算、決算の審議の中で私は常々に提案を行ってまいりました。地方自治体にとって、住民の命と安全を守ることより最優先にすべきことはございません。町長、教育長、それから教育総務課長で真剣に討議をして、予算化していただきたいということを求めてこの質問を終わりたいと思います。

議長、時間はあと何分ありますか。

○議長（川本貴也君）

あと7分。

○1番（福本耕太君）

最後に、いま県が進めております水道事業の広域化、県単一化について質問をいたします。

県が進める広域化、県単一化計画はすでに多くの問題点が指摘をされております。土庄町はこうした問題点に対して、県に出されている問題点に触れずに、土庄町は10年後に水道料金が安くなるんだとか、町の負担が軽くなるんだということを言って、住民に現在周知も行わずに、この協議会に参加をしようとしております。私はこの協議会への拙速な参加というのは見送るべきだと、そして全体の動きを見ながら、土庄町が参加して利益があるのかどうかということをしつかりと検討した上で、もう少し時間をかけて協議すべきじゃないかということをお願いしたいと思います。

まず、県の問題点でございます。平成26年10月に開かれました、香川県広域水道事業体検討協議会のなかで、香川用水を基本的に全量活用するということが県は言うております。この全量、全ての量というのは、香川用水年間計画導水1億2,210万トン、これは1年間ですけれども、に当たります。しかし、その一方で県が計画している計画給水量、協定水量ですけれども、1億2,820万トン、年間。ここには928万トンが余るという結果が出ております。現在の有水量との比較で見ますと、現在の有水量が6,473万トン。分かりにくいので、もっと分かりやすく言いますけれども、香川用水を現在使っている量、1年間で6,473万トン使っております。しかし、実際これを全量使うというふうになりますと、5,809万トン、これをどう活用するかということが、これから協議会の中で問題となってきます。その一方で、県が言っているのは各自治体にある自己水源、これを廃止または休止してくださいと、各自治体に求めています。こういうことを見ますと、私は、小豆島に高松から水道管を引いて香川用水を使ってくれという話なのかなというふうに思わざるをえません。明確な答弁を求めますが、いま参加を表明されている土庄町として、高松から香川用水の配管を引いてきて、水を小豆島に送るということは絶対にあり得ないということを断言できるかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、もし広域化が進められますと、工業用水と生活用水が同じ扱いになってきます。工業用水で出た負担分が生活用水の方の負担、つまり住民の負担にのしかかってくることになります。これも平成23年3月の香川県水道広域化専門委員会の中で、そういうふうにするべきだという答申が出ております。具体的に言いますと、水道用水供給事業と一体の施設等があることから、その効果的・効率的運営管理のためには、これらを一体として管理することを検討すべきであるということを行っています。つまり、工業用水で出た分の負担も、住民の生活にさせるべきだということが、この議論の中で行われております。こうなれば、今まで町水道課が言われている住民の水道料金が安くなるという話というのがどうなるかと、それとの間で矛盾が起こってくるんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

併せて、香川県は10年後に、高松の水道料金にあわせて土庄の水道料金を合わせます、だから安くなるんですよという説明をしてるんですけども、その後のかかる費用なんかも合わせますと、かなり大きな費用負担になってきます。土庄町も今の段階でお聞きしますと、10年間で10億円の負担をこの広域組合に出していくということでもありますけども、こうした負担、リスクを考えて、いったん下がった料金というのが、またその後お金がかかっているからと言って、どんどん上がっていく可能性があるというふうに私は思いますが。

(議長から残り時間が2分であることの告知あり)

私はあると思いますが、お考えを明確にお願いしたいと思います。

○議長(川本貴也君)

水道課長 川本公義君。

○水道課長(川本公義君)

福本議員のご質問にお答えします。

簡単明瞭でいきますので。香川用水供給区域は、原水水質の良好な香川用水を、基本的に全量活用し、水源の一元管理、円滑な水融通を行うため検討してまいりましたが、香川用水を小豆島に送る計画は検討しておりません。

2点目の工業用水の件ですが、これにつきましては、中讃地区工業用水のことだと認識しております。共通の経費負担につきましては、給水収益等の比率で按分して検討すると、いま考えております。

それから、水道料金につきましては、土庄町が単独で今までシミュレーションをいろいろ説明してまいりましたが、土庄町単独で行うよりも、国庫補助金や。

(議長から制限時間を超えたため、水道課長の答弁で終了することの告知あり)

国庫補助や、交付税措置を受ける方が水道料金の抑制効果があると考えてお

ります。土庄町の拠出金についてなんですが、10年間で一応10億円というシミュレーションが出ておりますが、その分の95%は、老朽施設、広域化のためにできる国庫補助の割合が約95%、全体で広域化で団体の管を結ぶそういう事業につきましては、5%ぐらいだとシミュレーションとして出ております。10年間で今まで繰入金を行っておりますが、吉田ダム条件事業等の償還金で約9千万円程度でございます。以上でございます。

○1番（福本耕太君）

質問を終わります。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を13時15分といたします。

休 憩 午前12時10分

再 開 午後01時15分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

○議長（川本貴也君）

6番 泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊です。本3月議会で2つの質問をさせていただきます。

まずは、ふるさと納税の取り組み強化という部分について触れたいと思います。

施政方針大綱13ページにも取り組みについて述べられていますが、最近の各自治体のふるさと納税に対する取り組みはさまざま、インターネットで各自治体のふるさと納税の特典などを紹介しているトラストバンクがまとめた2014年寄附額トップ10内上位3位を見ますと、全国1位は、有効期限なしのポイント制を導入した長崎県平戸市、ちなみに金額は12億7,884万円。2位は、10万円を寄附で1年間毎月旬の特産品を提供している佐賀県玄海町、9億3,206万円。3位は、ブランド牛十勝ナイタイ和牛が好評の北海道上士幌町、9億1,098万円となっております。この上士幌町は人口約5千人、町の歳入は65億円弱です。うち町税収入は6.4億円。ちなみに、この9億円という数字は昨年1年間の部分でございますが、その町税収入をも上回っている金額となっております。

トップ10の特徴と言いますと、肉類や魚介類など魅力ある特典を複数そろえ、ネットなどを使ったPRに熱心なことであります。面白いのは長野県飯山市のように、お礼の品にパソコンが登場し、ニュースでも話題になった市もあります。ちなみに、市内の工場で製造されているノートパソコン、デスクトップ、ディスプレイなどがございます。

翻って、わが土庄町では1万5千円以上寄附された方で、特産品を1点贈呈するシステムになっております。商品は、ソーメン、島愛麺2食入り×2、佃煮、オリーブオイル2本、イチゴジャム150g×3個、げたの干物10枚が、今のネットに出ております。申込方法は寄附申込書をネットの添付ファイルからダウンロードまたは電話で取り寄せ、郵送、FAX、e-mailでの申し込みとなっております。そして、お隣の小豆島町では5千円以上の寄附で、希望する方にオリーブの苗木2本、そして、町広報しょうどしまを1年間送っておる。いま現状はこのような形になっております。

いずれにしても、この4月から地方創生の一環で、軽減される税金の上限が2倍になり、より寄附額の大幅増が見込まれます。

そこでお尋ねをしたいと思います。現在のふるさと納税の取り組み状況で、制度が始まってから各年度の寄附金額の推移、2つ目には現在の担当職員数、さらに、今後この27年度からの国の政策に対して増員をすることを考えておるのかどうか。さらには、寄附額を増やすための体制、今のままで行くのか。また、

申込方法、クレジット決済とかネット申込とか、あるいは、商品開発、取引業者・取扱業者への商品開拓はどのように考えていくのか、町長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

お答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税制度は、平成 20 年 4 月 30 日の地方税法の一部改正により創設されました。これまでの実績は、平成 20 年度 84 万 5 千円、平成 21 年度 576 万円、平成 22 年度 1,131 万 5 千円、平成 23 年度 149 万 1 千円、平成 24 年度 137 万円、平成 25 年度 692 万円、平成 26 年度は 12 月末現在で 365 万 5 千円であります。

現在は職員 1 名で対応いたしており、今後につきましては、ふるさと納税事業支援サービスを利用し、業務省略化に努めてまいります。

ふるさと納税推進事業につきましては、現在は金融機関からの口座振替または現金納付であります。寄附者側からの問い合わせでは、多くの方がクレジットカード決済を強く要望されております。またネット上の「ふるさとチョイス」というふるさと納税専門サイトが、地方の特産品を一覧にして掲示しており、集客力を持っております。来年度、税制改正で控除額が倍増ともなることから、新規開拓に努めていきたいと考えています。

そこで、国の経済対策の地方創生型交付金を活用し、ふるさと納税業務を一括して代行してもらうシステムを導入すべく準備を進めています。具体的に申し上げますと、ネット上でクレジットカードで納税を受け付け、自治体の特産品をお礼として配送します。手間のかかる作業だった納税受付からお礼配送までを全てシステム化し、業務省略化、寄附増に役立てたいと考えています。

新しい商品開発につきましては、寄附金額に応じて複数の特産品から選択できるよう商工会・JA 等と更なる検討を進め、地元特産品の良さを PR し、産業育成に寄与できるよう努めてまいります。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6 番（泊 満夫君）

糸課長からかなり前向きなご回答をいただいておりますけども、現在 3 月 12 日ですから、27 年度すぐには間に合わないと思いますけども、予定としてはいつ頃ぐらいまでの時期を、まず考えておられるのか。さらには、一括代行システムとおっしゃってますけども、いわゆるどこかのネット企業に委託するの

か。それと、商品開発なんかは、やっぱり地元の方々へいろいろお願いに行ったりしなければなりません。そういった部分も代行に委託するのか、あるいは町の職員と同行で行かれるのか。その分についてお尋ねしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

現在のところ、予定は6月上旬を考えております。それで、代行につきましては、基本的には数社ありますけど、パンフレットあるいは他の自治体の事例を比較して、最も集客力のある、かつ経費の上でも優れた提案のある会社と契約し、今後のPRに努めていきたいと考えております。3点目の商品開発につきましては、町の職員と委託する会社と同行して開発に努めていきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

町の職員数は現在のところ1名ということなんですが、これはやっぱり2名なり3名なり、専担ではたぶんないだろうと思いますけども、担当的には数が増える方向でしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

再質問にお答えいたします。

基本的には、業務につきましては、今後商品開発ということからするならば、何人かで行くことはあろうかと思っておりますけど、このふるさと納税自体の事務につきましては、1人しか考えておりません。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

ありがとうございました。いずれにしても、集中的に取り組みをしなければならないし、前段の商工会並びにJAさんとの話し合い、さらにはネットに載せるいろんなパンフレットを作るのには、撮影等においても十分な、より見やすい作品と言いますか、ネットの画面を作らなければならないと思いますので、今の1人の状況では非常に難しいと感じておりますので、集中的な取り組みの期間、増員をぜひお願いし、よりいいものを作っていただきたいというふうに考えております。最後にこの点、町長にお尋ねします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、泊議員の質問にお答えさせていただきますが、先ほど言いましたように、人数の方については1名でございますが、商品開発等につきましては、幅広い商品が結構あります。そのあたりも含めて、もう1度見直すところは見直し、続けることは続けるということで、増えるべく、ふるさと納税が増えるべく検討していきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6番（泊 満夫君）

次に、2問目に移ります。大庄屋笠井邸跡の取り扱いについてお尋ねいたします。

前にも跡地利用について伺いましたが、家屋の崩壊が少しずつ進行し、すでに外壁が崩壊している部分もあります。元の所有者の希望も聞きながら、早急に調査を実施し、修復の可否、保存についての取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、2つ目には、家屋の利用方法ですが、まちの方々が気楽に利用できるサロン、まちなか観光案内所、休憩所（トイレの設置）、趣味の会の展示場、お茶席、お土産販売、一部宿泊所の提供などが考えられます。また、ふるさと納税の取り組みを強化するために、外部への業務委託をし、その事務所機能を大庄屋跡での考え方もあると思っておりますが、いずれにしても管理する方法、財団法人等で管理するのか、町が直接管理されるのか、この点についてどういう形になっていくのか、検討委員会を早急に立ち上げて、そこで官民一緒になって、まちづくりの観点からやらなければならないと考えておりますが、町長の所信をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、2番目の泊議員の質問にお答えいたします。

大庄屋笠井家、旧笠井武太夫邸でございますが、所有者のご厚意によりまして、土庄町の方に寄附をしていただきました。町としましても、寄附していただいた方の思いに応えられるよう、今後まちづくりに生かせる活用方法を検討いたしたいと考えております。

まず最初の①でございますけど、建物等の調査が必要と考えておりまして、

平成 27 年度予算には調査費を計上をいたしております。新年度早々に調査に着手したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

②でございます。跡地の活用につきましては、現時点では白紙の状態でございますので、具体的な運営方法につきましても未定でございます。建物等の調査終了後、活用方法と併せて運営方法を検討することになろうかと考えておりますので、その際には何らかの検討組織をつくって、幅広いご意見等をいただきながら、1 番いい形の跡地の利用をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6 番（泊 満夫君）

ありがとうございます。特に家屋の崩壊、前の部分、前に総務課の方が以前契約してお借りしてるところなんですが、裏側の壁面というのは、どさっと落ちてしまっておりますし、それから長屋門の右側の入口、いま石の絵手紙を置いているところなんですが、上からの圧力で縦の板塀が真ん中からコの字型に湾曲しておるような状況でございますから、早急に注意をしながらの調査になるかと思いますが、再度早急の調査、あるいは仮修理と言いますか、それをお願ひしておきたいと思ひます。

それから、利用については、日にちを何月頃立ち上げるということも含めて、総務課、商工観光課あるいは執行部 4, 5 人のなかで、目途を決めてやっていたきたいなというふうに考えております。この点だけ、目途を決めてやるかどうかの部分だけ、お願ひいたします。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

泊議員の再質問にお答えをいたします。

検討組織でございますけれども、町長が答弁しましたとおおり、今のところ白紙ではございますが、と言いますのは、まずは議員もご指摘のとおり、建物の耐久性なり耐震性の調査とともに、文化的な資産でございますので、そういった文化面での価値についても検証が必要かと考えてございます。こういった基礎調査を踏まえまして、検討組織に判断材料を提供すべきかなと考えておりました、今のところ何月からというのは決めかねている状態でございます。

○議長（川本貴也君）

泊 満夫君。

○6 番（泊 満夫君）

早急に検討委員会の立ち上げをご提案させていただきまして、終わりたいと思います。

散会

○議長（川本貴也君）

これにて一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後 1 時 50 分